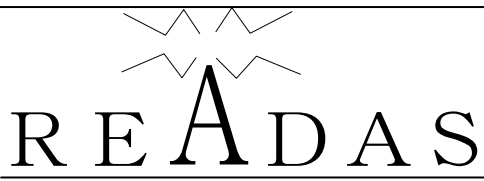


第 5644 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月 6日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 類似業種比準方式の見直し

Q：平成29年から非上場株式の評価方法が改正になっているようですが、どのようになったのですか？

A：類似業種比準方式の評価方法が改正になっています。

【解説】

平成29年度の税制改正では、非上場株式の評価方法のうち、類似業種比準方式の評価方法が改正になりました。

概要は、次のとおりです。

- ①類似業種の株価の採り方
これまでの
 - ・課税時期の属する月以前3ヶ月間の各月の類似業種の株価のうちもっとも低いもの
 - ・類似業種の前年平均株価に加えて
 - ・課税時期の属する月以前2年間平均のいずれかを選択することができるように改正
- ②類似業種の比準要素に連結決算を反映
これまで、上場会社単体の決算を基にした比準要素でしたが、これが連結決算を基にしたものに改正
- ③比準要素の比重を1：1：1に
類似業種比準方式の算式で、利益金額に3倍していたものを1倍に改正
- ④大会社と中会社の範囲を拡大
評価会社の規模を判定する基準を引き下げ、類似業種比準方式を使用できる範囲を拡大
- ⑤株式保有特定会社の判定
株式保有特定会社の判定基準に用いられる株式に新株予約権付社債を含める
この改正は、平成29年1月1日以後です。

